鳥羽商船高等専門学校ヒトを対象とする研究倫理委員会規則

制 定 令和 2年 2月10日 最終改正 令和 4年 3月 8日

(目 的)

第1条 鳥羽商船高等専門学校(以下「本校」という。)におけるヒトの行動を対象とする研究に対し、カメラ等(音声認識センサー、赤外線センサー、温度センサー、感圧センサー等を含む)を用いた個人情報の収集、利活用に際し、個人情報保護の観点から適正な研究が実施されることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 前条の目的を達成するために、本校にヒトを対象とする研究倫理委員会(以下「委員会」 という。)を置く。

(業 務)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 研究責任者から申請された研究計画の内容の審査
 - (2) 前号の審査結果にかかる異議申し立てに関する再審査
 - (3) その他ヒトの行動を対象とする研究の適正な実施のために必要な業務 (審査における留意事項)
- 第4条 委員会は、前条の業務を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について留意するものとする。
 - (1) リスク分析の適切な実施、一元的な連絡先の設置など、基本原則に関する事項
 - (2) データ取得の事前告知時の配慮に関する事項
 - (3) データ取得時の配慮に関する事項
 - (4) データの取り扱い時の配慮に関する事項
 - (5) データの管理時の配慮に関する事項

(組 織)

- 第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 校長
 - (2) 教務主事
 - (3) 研究主事
 - (4) 事務部長
 - (5) その他校長が必要と認めた者 若干名
- 2 前項第5号の委員の任期は、2年として、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任 者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第6条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

- 第6条の2 委員会に副委員長を置き、教務主事をもって充てる。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。 (委員会)
- 第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 2 委員は、自らが研究責任者となるヒトを対象とする研究計画の審査に加わることができない。
- 3 委員会は、審査をするにあたって、申請者から委員会席上で、申請内容等の説明を受け、ま た必要に応じて外部有識者の意見を徴することができる。
- 4 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 5 委員は、ヒトを対象とする研究計画に関して知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。 (審 査)
- 第8条 ヒトを対象とする研究を実施しようとする研究責任者は、予め様式1による申請書に必要事項を記入し、委員長に提出しなければならない。
- 2 研究期間中に研究方法や研究で配慮する事項に関する申請内容が変更される場合は、様式1 の審査の種類を「継続」として、委員長に提出しなければならない。
- 3 他の機関との共同研究の場合について、既に当該機関の倫理審査委員会において承認されているときは、当該機関の倫理審査委員会議事録又は証明書を様式1に添付し申請することにより本校委員会の承認を受けることができる。

(審査の判定)

- 第9条 審査の判定は、次の各号に掲げる表示による。
 - (1) 承認する
 - (2) 条件付き承認
 - (3) 承認しない
 - (4) 審查対象外

(報告)

- 第10条 委員長は、委員会終了後、審査の内容について運営委員会に報告しなければならない。 (審査内容及び審査結果の取り扱い)
- 第11条 審査内容については、議事要旨を作成し、委員会の承認を得た上で公開する。ただし、 公開することによって、研究対象者若しくはその家族の人権、研究にかかる創造性又は知的財 産権の保護に支障の生じるおそれがある部分は、非公開とする。

(判定の通知)

- 第12条 委員長は、委員会の審査結果を様式2により申請者に速やかに通知しなければならない。
- 2 前項の通知をするにあたっては、審査の判定が、第9条第2号または第3号である場合には、 その理由を記載しなければならない。

(事 務)

第13条 委員会の事務は、総務課企画・地域連携係において処理する。

(雑 則)

第14条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この規則は、令和2年2月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式1

ヒトを対象とする研究倫理審査申請書

令和 年 月 日

印

鳥羽商船高等専門学校 研究倫理委員会委員長 殿

> 研究責任者 所属・職名 氏 名

1. 研究課題名
(新規 · 継続)
2. 共同研究者 所属・職名・氏名: 所属・職名・氏名: 所属・職名・氏名:
3. 研究計画 3-1. 目 的
3-2. 研究対象者
3-3. 研究対象者に対して研究実施に同意を得る方法 (研究対象者が不特定多数となる場合など、研究対象者に対して研究実施に同意を得ることができない場合は、 個人がデータ取得の対象となることを回避するための方法)

3-4. 対象となる	データ									
- 3 4. 対象に なる										
3-5. 個人特定の)可否									
3-6. 研究方法										
3 - 7. 研究期間										
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,										
事前周知期間	. Afn	年 日		み、さ	Δ₹π	年 日				
尹則问邓朔則	· 77 / TI	十 月	Н	かり	ተነ ሊከ	十 月	Н			
						_				
データ収集期間	: 令和	年	月	日	から	令和	年	月	日	
データ保存期間	: 令和	年	月	日	から	令和	年	月	日	
3-8. 実施場所										
3 3 3 4 7 2 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7										
4. その他特記事項										

配慮事項への対応

	配慮事項	配慮事項に基づき、実施する対応例
	リスク分析の	
基本原則	適切な実施	
原則	一元的な連絡	
Ä,	先の設置	
事前	②事前告知の実施	
事前告知時の配慮	多事前告知内容	
配慮	多言語化	
	通知の実施	
取得時の配慮)通知内容	
慮)多言語化	
取扱	3画像の破棄	
11/2	の処理方法の	
時 の 	明確化	
い時の 配慮	0処理データの	
72.	保存	
	〕適切な安全	
	管理対策	
1	2利用範囲、	
	アクセス権	
管 理 時	3開示請求対応	
管理時の配慮	削除請求対応	
(1	9第三者提供時	
0	の適切な契約締結	
1	の契約変更時の	
	事前告知	

令和 年 月 日

(研究責任者)

殿

鳥羽商船高等専門学校 研究倫理委員会委員長

審査結果通知書

課題名:

課題番号(受付番号):

上記課題を研究倫理委員会にて、審議した結果、下記の通り判定いたします。

記

	判	定	
承認する	条件付き承認	承認しない	審査対象外
	理	由	